

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第5号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条—第4条関係）					別表（第2条—第4条関係）					
職名		給与の 名称	給与の額		職名		給与の 名称	給与の額		
略					略					
農業委員 会の委員	略	会長の職務を 代理する者	"	月額	<u>40,000</u>	農業委員 会の委員	略	会長の職務を 代理する者	月額	<u>33,000</u>
	略			略						
	略			略						
略					略					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。